

B型肝炎ワクチンが 定期の予防接種になります

平成28年10月1日より、

B型肝炎が定期予防接種の対象疾病に追加されます。

対象者：平成28年4月1日以後に生まれた、生後1歳に至るまでの間にある子

接種回数：3回

組換え沈降B型肝炎ワクチンを使用し、生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種すること。

接種方法：指定医療機関に電話予約後接種

指定医療機関は碧南市のホームページ (<http://www.city.hekinan.aichi.jp/>) でご確認ください。

接種費用：無料（公費負担）

持ち物：接種券（8月以降順次郵送）、母子健康手帳

平成28年10月1日より前の接種の取り扱いについて

平成28年10月1日より前に、定期の予防接種のB型肝炎の注射に相当するものを接種した方は、既にB型肝炎の予防接種を受けたものとみなして、以降の接種を行います。平成28年10月1日より前に受けたB型肝炎の予防接種費用の払い戻しはしません。

対象者から除外される方

HBs抗原陽性の方の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染するおそれのある方であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある方については、定期接種の対象者から除かれます。

広域化について

愛知県内の他市町村での予防接種を希望される方は、保健センターで手続きをした後に接種することが可能です。詳細はホームページ (<http://www.city.hekinan.aichi.jp/>) をご覧ください。

詳細は下記問合せ先まで

問合せ：碧南市健康課 母子保健係

電話：0566-48-3751

（平日 8：30～17：15）

